平成２１年（フ）第８５５号
東京都昭島市中神町１丁目２番４号メゾンシスイ102号
破産者　遠藤美奈子
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８５６号
東京都昭島市中神町２丁目34番34号シルクコーポ203、住民票上の住所東京都昭島市中神町２丁目35番36号
破産者　遠藤　　健
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０１９号
神奈川県藤沢市西俣野519番地
破産者　株式会社翔洋設備
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７２７号
横浜市戸塚区影取町135番地４
破産者　横浜フジ株式会社
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６号
島根県鹿足郡吉賀町立河内269番地
破産者　農事組合法人六日市キノコセンター生産組合
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第９５号
富山市新金代２丁目68番地、手続開始時の住所富山市水橋辻ケ堂2263番地10
破産者　フードファクトリーテンフォーこと　川上　亮一
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３６８号
富山市大町52番地４　サワダハイツ大町202号、申立時の住所富山市北代235番地32
破産者　早瀬　禎久
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２５号
茨城県土浦市大畑362番地
破産者　宮本　平夫
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３２６号
埼玉県川越市大字古谷上5327番地コスモ川越ワンダーランドＤ棟401号室
破産者　齋藤　賢一
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２２５号
埼玉県東松山市五領町２番地11
破産者　名取　一司
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１８５号
北海道勇払郡むかわ町穂別栄52番地３
破産者　藤田　静司
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第４３号
茨城県高萩市大字島名1068番地の10、前住所茨城県高萩市大字高萩258番地の３
破産者　浅川　照夫
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１１２号
茨城県水戸市八幡町４―43　メゾン石川301号、住民票上の住所茨城県土浦市中村東２丁目３番４号
破産者　相澤　千秋
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３１４号
群馬県佐波郡玉村町大字斎田586番地４
破産者　山内　俊美
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２０年（フ）第２９３号
神奈川県横浜市港北区新羽町1197番地　Ｄ号、開始決定時住所神奈川県横須賀市吉井２丁目６番３―1110号
破産者　鈴木　秀治
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第４号
富山県黒部市宇奈月町浦山795番地１
破産者　大薮　　守
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第１８号
富山県黒部市神谷876番地、住民票上の住所富山県黒部市宇奈月温泉379番地
破産者　廣瀬　克人
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第２０３５号
愛知県海部郡美和町大字二ツ寺字屋敷183番地の２
破産者　宮原りつ子（旧姓海江田・河野）
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０９２号
名古屋市港区新茶屋５丁目3006番地、住民票上の住所名古屋市港区新茶屋４丁目1612番地の１
破産者　岡田　重久
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部